

○免許所有職員等の経験年数の取扱いについて

(昭和49年3月19日岡人委第500号通知)

(沿革)

昭和51年 2月25日第282号 平成 6年 4月 1日第 8号

平成14年 3月19日第284号 平成19年 3月30日第210号 改正

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号）別表第2の初任給基準表の備考に規定する経験年数の取扱いについての「別段の定め」を次のように定め、昭和49年4月1日から適用することとしたので通知します。

記

1 免許取得の時期が遅延した者についての取扱い

初任給基準表の備考の規定により同表を適用する場合における経験年数が免許を取得した時以後のものとされている職員（以下「免許所有職員」という。）で、当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によつて正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもつて、当該免許を取得した時とみなすことができる。

2 免許取得前の経歴についての取扱い

免許所有職員のうち、次に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に係る業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ次に定める年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

- 一 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる者 次の表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下の年数で人事委員会の承認を得たもの）

職員	経歴
歯科衛生士	口くう衛生業務の補助に従事した経歴
歯科技工士	歯科技工に関する業務に従事した経歴

診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
診療エックス線技師	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴
臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
衛生検査技師	衛生検査の業務に従事した経歴
理学療法士及び 作業療法士	理学療法又は作業療法に従事した経歴

- 二 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、看護師並びに看護師の免許を有する保健師である者が、准看護師の業務に従事した経歴（医療職給料表（三）初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴）に係る年数の10割以下の年数
- 三 医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち、看護師である者が、看護業務に直接関係ある業務に従事した経歴に係る年数の8割以下の年数